

## 議第99号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井孝治

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第1条中「(水道法(以下「法」という。)第3条第2項に規定する水道事業をいう。以下同じ。)」を削る。

第1条の4中「法」を「水道法(以下「法」という。)」に改める。

第2条第2号中「得た」を「受けた」に、「給水せん」を「給水栓」に改める。

第3条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、管理者は、第1項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る給水装置が第6条第1項ただし書に規定する場合において施行した給水装置工事に係るものである場合であって、管理者が特別の理由があると認めるときは、当該承認をすることができる。

第4条第1項中「前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「」及び「」という。)」を削る。

第4条の2第2項各号列記以外の部分中「指定給水装置工事事業者」の右に「若しくは第6条第1項ただし書の規定により給水装置工事を設計し、及び施行することができることとされた者(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」を加える。

第4条の2第3項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第5条第1項本文中「給水装置工事」の右に「(一時的給水装置工事、給水装置の軽微な変更及び軽易な給水装置工事を除く。)」を加え、同項ただし書きを削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の給水装置工事は、同項の規定による承認を受けた後でなければ、これに着手してはならない。ただし、第6条第1項ただし書きに規定する場合において、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条の2中「前条第1項本文」を「前条第1項」に改める。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の水道事業者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が当該給水装置工事を設計し、及び施行する必要があると認めるときは、当該者は、当該給水装置工事を設計し、及び施行することができる。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改め、「に着手する前に、当該給水装置工事」を削り、同条第3項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の給水装置工事は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、これに着手してはならない。ただし、第1項ただし書きに規定する場合において、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6条の2第1項及び第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 給水装置（管理者が施行する給水装置工事に係るもの）は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、使用してはならない。ただし、第6条第1項ただし書きに規定する場合において、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6条の3第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第24条の4第1項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

第25条第1項中「(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第26条第1項中「(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)」を削る。

第26条の3第10号及び第26条の4第7号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

災害その他非常の場合に給水装置工事を施行することができる事業者を確保する等の必要があるので提案する。